

議案第 5 3 号

令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,595,847 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 555,829
	1 使用料	555,828
	2 手数料	1
2 国庫支出金		160,000
	1 国庫補助金	160,000
3 県支出金		565
	1 委託金	565
4 財産収入		1,235,513
	1 財産運用収入	1,235,512
	2 財産売払収入	1
5 繰入金		1,968,591
	1 基金繰入金	1,968,591
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		290,348
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	46,251
	3 雜入	244,096
8 市債		2,385,000
	1 市債	2,385,000
歳入合計		6,595,847

歳 出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 5,436,132
	1 運 営 費	440,597
	2 整 備 費	4,995,535
2 諸 支 出 金		653,183
	1 積 立 金	124,620
	2 繰 出 金	528,563
3 公 債 費		505,532
	1 公 債 費	505,532
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		6,595,847

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
東扇島コンテナターミナル 整備事業費（その2）	令和8年度から 令和10年度まで	千円 782,267
水素燃料電池換装型荷役機械等 導入促進事業補助金	令和8年度から 令和10年度まで	300,000
東扇島土地造成事業費	令和9年度	2,153,800

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
東扇島コンテナ 機能施設整備事業	千円 2,219,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0% 以 内	借入れの日から40か年以内（据置期間を含む。）に償還する。
東扇島施設 整備事業	166,000		ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては 、当該見 直し後の 年度にお ける利率 とする。	ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えることができる。
合 計	2,385,000			